



都連青年部通信

部落解放同盟東京都連合会 青年部
2018年 3月号

〒111-0024 台東区今戸 2-8-5
TEL 03-3874-7311

雇用相談のお知らせ

◆日時:3月14日 13:30
(4/18、5/16、6/20、7/18)
※緊急の場合はいつでも対応
します。労働に係る生活相談等
お困りごとがありましたら気軽に
相談ください!!

◆場所:東京都人権プラザ
(台東区橋場 1-1-6)

◆内容:国と都の専任の担当
者が仕事探しの手伝いを
します。

- ①就職や仕事探しのサポート
- ②職業訓練や非正規から正規へ
のキャリア・アップの相談
- ③失業・求職時の居住や生活費
などの生活相談・支援

◆費用:無料

◆問い合わせは各支部へ!

2月 取り組み

- ◆2月9日(金)場所:解放会館3F『青年部学習交流会』
- ◆2月15日(木)場所:新橋駅烏森口『狭山東京集会の成功に向けた街頭情宣行動』
- ◆2月23日(金)場所:台東区民会館『狭山事件の再審を求める東京集会』
- ◆2月25日(日)『墨田支部バス研修会』行き先:群馬県高崎市

今後の予定

- ◆3月12日(月)『鳥取ループ・示現舎裁判第8回口頭弁論』東京地裁
- ◆3月14日(水)~21日(水)2018フクシマ連帯キャラバン行動
- ◆3月17日(土)『反原発福島県民大集会』福島県楡葉町、天神岬スポーツ公園
- ◆3月21日(水)『さよなら原発全国集会』代々木公園
- ◆4月8日(日)『人権ネットワーク東京 第4回座談会』スマイル中野
- ◆4月22日(日)『都連青年部大会』/『第3回聞取り活動』解放会館3階

青年部学習交流会

3月9日(金) 18:00~ 解放会館3階

4月22日(日) 都連青年部大会&第3回聞取り活動



毎月第2金曜日に集まっています
ぜひ、遊びに来て下さいね!
連絡は都連事務所(岸本)にお気
軽にお問合せ下さい!!

戦後の部落解放運動 ~戦後・答申・国策樹立~ 青年部学習会のポイント

- ・1945年 「終戦」 敗戦後、労働運動・社会運動が急激に成長していく
- ・1946年 2月、京都で部落解放全国委員会が結成され戦後の解放運動がスタートする
- ・1946年 11月、日本国憲法公布。第14条では差別の禁止が明文化された
- ・1965年 8月、同和对策審議会答申で部落問題を早急に解決することは国の責務とした
- ・1969年 7月、「同和对策事業特別処置法」部落差別をなくすための法律が初めて定められた

【行政闘争理論】差別は、個々の差別事象だけでなく、高度成長から取り残された部落大衆の日常生活で、日常起こる問題や不利益な問題の中にある。(不安定就労/教育/衛生問題)

「同対審」答申で求めた①事業法②差別禁止法③人権侵害救済法のうち、事業法のみ同和对策事業特別置法が10年の時限立法で成立以後、2002年まで形を変えながら残った法律で指定地域の改善などがされた一方で、運動が求めた「部落解放基本法案」は内容を個別法で対応する方針となり、24年間にわたり部落差別に関わる法律がなくなった。その間、教育・啓発は衰退。格差貧困は広がり、差別は悪質化していく。

そうしたなか、2016年に初めて部落差別を認め、部落差別を解消するための法律が制定された。

- 【三大闘争】 ■部落地名総監(差別事件)糾弾闘争
- 狭山差別裁判糾弾闘争(司法制度の民主化)
- 差別行政(法律・制度)糾弾闘争(差別禁止法)

国際人権(IMADR)や反差別糾弾闘争(人権ネットワーク東京/反差別青年交流会)も大切な取り組みです

共通点・相違点を通して相互理解を深める

人権ネットワーク東京&反差別・人権（青年）交流会 ～第3回座談会～

人権ネットワーク東京&反差別・人権青年交流会は1月28日、第3回座談会を行ないました。

座談会では、マイノリティ当事者の共闘、相理解の促進、複合差別・共通課題の可視化を目的としています。第3回目はテーマ「ジェンダー、セクシュアリティ、家族（戸籍）、女性問題」に関する討論をしました。

プログラム第1部は「レインボー・アクション（セクシャルマイノリティ）」「なくそう戸籍と婚外子差別・交流会」「動くゲイとレズビアン」の会[アカー]「エープラス（DV）」4団体の代表者からの報告を受けました。第2部は登壇者の討論。続いて第3部では、会場全体での討論を行ないました。個別課題には、各団体が相談活動や法整備も求めるロビー活動を行なっています。共通課題として、ジェンダーイメージの押し付け、社会の無知・無理解、家制度・戸籍の問題が上げられました。また複合的に被差別当事者になっているケースもあり、各専門分野間で連携できる体制づくりが重要であり、共闘の大切さを再認識しました。

自己決定権を持つには、経済力・生活力が必要です。貧困やジェンダー等、社会的弱者は声を上げることすら難しいです。全ての人々が平等に、その人らしく生きられる社会が求められます。

～第4回 座談会

日時:4月8日(日)10:30～ 場所:スマイル中野 5F

テーマ:労働、貧困、階級問題/運動

5つの柱 1プロフィール 2運動に入ったきっかけ、体験談等 3闘いの切実な経験等

4 家族やコミュニティの反応

レインボー・アクション K. O

小3の頃に姓へ目覚めたのですが、性への抑圧が強い家庭だったので誰にも相談できなくて自分に変態なのかと悩んだりしました。大学時代にはセクシュアル・マイノリティのサークルを組織しパレードにも参加しました。今は、飲み屋等で知り合った人で親しくなりたい人には早く明かすことにしています。

セクシュアル・マイノリティの世界にもジェンダー不平等、所得格差、決定権に関わる政治的問題があります。性の問題はどこにでもあります。声が上げずらいです。声を上げられない人の力になりたいです。そして、共に声を上げて行ければと思います。

なくそう戸籍と婚外子差別・交流会 S. T

家族は、父母と父方の祖母、姉、兄の11人、家庭環境は、戦前の家制度を重んじ嫁姑問題や支配・従属の父母の夫婦問題を抱えていました。そうした環境を反面教師にし、非婚での共同生活、出産をしました。

周囲からの批判、出生時の住民票・戸籍の続柄欄の差別記載等があり、思いを大切にすることの難しさに直面しましたが裁判で闘うことを決意し裁判に訴えました。そこで多くの同じ境遇の人と出会い、独りでないことに気付きました。婚外子差別の現状を自由規約委員会に訴えて以降、子どもの権利委員会や女性差別撤廃委員会から11度にわたる勧告が出されています。

動くゲイとレズビアンの会[アカー] A. Y

高校・大学時代には、カミングアウトをしてました。論破してたので、直接なにか言われることはなかったです。運動に入ったきっかけは、裁判の準備書面作りに係ったことからです。それまで、問題を抱えている意識はなかったですが、文章を作りながら涙が出て、自分に向けられた議論でもあると感じました。現在わたしは、当事者トラブルや複合差別、また同性愛が法的に存在しない問題等があるので、主に法律相談等法律サービス分野の活動をしています。

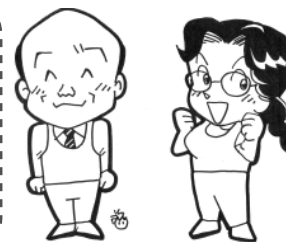
未組織当事者の方には、周りの情報ではなく自分がどうしたいのかを優先し、自分の欲求に素直に向き合って欲しいです。

エープラス（DV） M.Y

運動に入ったきっかけは自分のDV被害経験からDVは個人の問題でなく社会の問題だと感じたことです。私自身も、結婚＝良妻賢母のイメージを持ち、夫からの多少の暴力は多少は仕方ない事と思い込んだりもしました。家族や友人に相談しても理解は得られず、孤独に思いました。DVという言葉が社会に出たことで、自分が被害者だと気が付き、色々なところに連絡をしましたが、2次被害の問題から秘密性が高く支援団体を探すのが大変でした。DV法や社会は不十分な点も多く、支援の格差や被害者が生活を捨てざるを得ない実情、加害者更生プログラムの不十分さがあります。社会からDVをなくし、子どもたちを被害者にも加害者にもしないためには当事者が声をあげることが大切です。



冤罪 55 年 石川さんは無実だ！ 事実調べ即刻実地を！ 狭山事件の再審を求める 2.23 東京集会



東京高裁・第4刑事部後藤眞理子裁判官に対し、検察官への証拠開示勧告、事実調べ・再審開始を求める東京集会が2月23日、台東区民会館で開催され280名が参加しました。都連青年部からも5名が参加し、狭山共闘青年交流会と共にショートシュプレヒコールを行ないました。

部落差別にもとづく冤罪・狭山事件で石川さんが不当逮捕され今年で55年が経過します。東京高裁へ第3次再審請求の申し立てから11年9か月、そして不当な有罪判決を出した二審の寺尾判決から43年が経過しています。

2009年9月から開始された、裁判官・検察官・弁護団による三者協議が現在までに35回行われ、191点の証拠開示と、石川さんの無実を証明する新証拠を197点提出しました。今年1月に提出された福江報告書はマスコミも大きく取り上げ、世論からの注目を集めています。

講演では、狭山弁護団の河村健夫弁護士から狭山再審審理の最新情報とともに「私たちが真っ先に求める事実調べ ベスト3」が伝えられました。

集会では、55年におよぶ石川さんの無実の叫びに応え、東京高裁・第4刑事部後藤眞理子裁判官に対し、検察官への開示勧告、事実調べ即刻実施を強く求め、今度こそ、今年こそ、再審開始決定を勝ち取ることを決議しました。



～再審開始の原動力となる強力な証拠群

私見「ザ・ベスト3」～

■「万年筆」をめぐる新証拠たち

【1】通常はあり得ない発見経過

※2度の徹底した家宅捜索では発見されず、3度目で発見

【2】発見万年筆のインクが、被害者の常用インクと異なる

※発見万年筆(ブルーブラック)被害者万年筆(ライトブルー)

【3】裁判所の苦しい「言い訳」

※友人からインクを借りた、郵便局で補充したという推測を入れる余地も残されていないとは言えない。(2種インクの混合論)

【4】今回提出した新証拠

(ペーパークロマトグラフィーの原理を使った下山鑑定)

※インクを混ぜると、必ず混ぜたことが判明する

【5】事件当時の「荏原鑑定」の内容

※2種類のインクが混じった痕跡は存在しない

【6】導かれる結論

※再審棄却決定が主張する「インクの混入」は科学的に否定される

■筆跡鑑定『福江意見書』

脅迫状と「上申書」及び「手紙」との比較を実施している。手法は、対象の書面から「いた・て・と」の4文字を抽出して「マッチング残差」(=文字のズレ)を計測。研究所が有するデータベースから、両者を統計的に比較する。全ての処理をコンピューターが比較するので、鑑定人の主観が入る余地がない。ただし、新しい手法のため裁判官の受け入れる度量が問題。

■録音テープを素材とした心理学鑑定

警察が石川さんに執拗に問い詰めている状況が明らかになっている。従来、解釈学として裁判所は取り上げなかったが、最近、援用しながら再審開始決定を書く裁判官が出てきているので、裁判所も無視出来なくなっている。

狭山再審弁護団
河村健夫弁護士



『再審における証拠開示の重要性』

- ①検察官は、全ての証拠を裁判所に提出するのではない
- ②再審無罪は、証拠開示+事実調べのルートから
- ③2009年12月16日の証拠開示勧告の高水準な内容



「狭山事件の 再審おこなえ！」
「東京高検 証拠を見せろ！」
「石川さんは絶対無実！」
青年のショートシュプレヒコールで会場全体が熱く石川さんの無実を訴えました！！

高崎市における人権のふるさとづくりをめざす ～群馬県高崎市を訪ねて 墨田支部バス研修会

墨田支部バス研修会が2月25日(日)に行なわれ、都連青年部からは2名が参加しました。差別をはねかえし培ってきた地域の取組みに学ぶことを目的とし、高崎市に生まれ、育ち、生活し「よき日をめざし」地域活動の取組みを続けている平井さんの講演とフィールドワークで学びました。

行きの車中では、群馬県連の女性たちが自身の経験や思いを纏めた「60年を振り返って」「人生を振り返って」「私の歩んだ道」を確認しました。また、事前学習として、群馬県高崎市の歴史を学びました。

高崎人権プラザに到着すると館長やスタッフの皆さんが休日にも関わらず、暖かく歓迎してくれました。平井さんの講演では、ご自身の生い立ちから、幼少期の地域、農村部落であるがゆえの苦労、貧困の連鎖の悲劇、部落差別の現状等を、お昼休みの時間も惜しんで熱心にお話しをして下さいました。

フィールドワークでも、1つ1つの場所で丁寧に説明をして下さいました。地域全体に当たり前ですが長い歴史があり、それらの積み重ねで現在があることが実感することができました。東京で何度も引っ越しをして育った私には、脈々と受け継がれているコミュニティの結束力は本当に羨ましく、そうした地域で育つと自然とアイデンティティが持てるのかな?と思いました。

帰りのバスでは、狭山事件の新証拠「福江鑑定」・獄友のPR動画・朝鮮学校のビデオ視聴と、参加者の感想を含めた自己紹介が行なわれました。最後まで墨田支部の勤勉さに驚きます。

青年部も見習って行きましょう!(岸本萌)



高崎市の歴史

縄文時代には村がつくられ、東国の中でも中心的地域になっていたと考えられます。

鎌倉時代の歴史書には源頼朝の御家人として倉賀野三郎の名前が登場します。

室町時代後期には上杉・武田・後北条の影響が大きく倉賀野城での攻防がありました。

江戸時代には、中山道や列幣使道の宿場町として、また西上州、信州の物流拠点として大変な賑わいでした。



群馬県立歴史博物館

宿場町ジオラマ

作成段階に被差別部落の地域が除外されていることを知り、展示を訴え、現在の形となりました。

現代の差別の実情

高崎市は2年毎に「市民の声」というアンケートを行なっています。2016年の結果報告で「日常生活の中で、人権侵害を身近で見聞きしたり、受けたりしたことがありますか」に約2割が「ある」と回答し、同和関係者への人権侵害が6番目に多く、5番目のインターネットによる人権侵害を足すと、1番目と同じくらいの回答になります。

そして、高崎市では土地差別の問題が今も続いています。町内に出来たコンビニは当初、店名に別の地名を利用しました。

また、建売住宅が販売される際も、隣保館や児童館が地図から消される実情があります。こうした差別は決して許されることではありません。東京でも群馬でも日本各地で起きている差別事件を許すことなく青年部として何が出来るか考えてく必要があります。高崎市は、確かに差別は残っていますが、孤独死がゼロという素晴らしい地域です。そうした素晴らしい面を多くの人に知ってもらいたいです。

被差別部落の歴史

江戸時代、高崎市の長吏は、宿場の治安維持の警備を行ない、年貢を納め、助郷の馬役も務めていました。また、牛馬の革製品や機織の箆などの生産販売の特権もあり、ゆとりのある暮らしだったと思われる。明治の解放令以後、身分的職業特権を失い生活は困窮していきました。

農家部落の平均耕作面積も他の地域より狭く、ほとんどが小作でした。小作は収穫の約半分を地主に納めなければならず、残った米をもとに経費を支払うと飯米は正月で終わってしまいます。

こうした苦しい生活の中、10歳から13歳の女の子が女工として働きに出され、そして働く場所でも、厳しい差別がありました。また、青年たちは、戦争に狩り出され、他の地域よりも多くの犠牲が出ました。

そうした冷たく厳しい差別に負けることなく、高崎市の部落の人たちは、水平社運動や農民組合を精力的に行ない差別と闘ってきました。

また、明治中期より新しい部落産業として竹皮で作った高崎草履が生まれ、高崎市は竹皮草履の生産が日本一でした。女性は子供からお年寄りまで、朝から晩まで働き詰めで、夕食のうどんを男性が作っている姿も見られたそうです。

解放運動の成果で現在は運動場となっていますが、以前は地域の畑がありました。低い土地にあるため水害に苦しめられてきました。

